

掛川市教育委員会規則第 1 号

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 23 年 3 月 22 日

掛川市教育委員会

教育委員長

(別紙)

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「学校総務課」を「教育政策課、学務課」に改め、同条第2項の表を次のように改める。

課名	係名
教育政策課	調整庶務係 教育企画係 施設営繕係
学務課	学務係
学校教育課	指導係 管理係
幼児教育課	幼保推進係
社会教育課	社会教育係 スポーツ振興係 文化財係 美術館係

第3条第3項を削り、同条第4項の表を次のように改め、同項を同条第3項とする。

課名	室・苑・センター名
学務課	学校給食整備室
	給食文化苑こうようの丘
	大東学校給食センター
	大須賀学校給食センター

第5条第5項を削り、同条第4項第1号カ中「公民館」を「公民館の管理運営」に改め、同号中ツをテとし、キからチまでをクからツまでとし、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「学校総務課」を「学務課」に改め、同項第1号中「学校総務係」を「学務係」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号から同項第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 調整庶務係

- ア 教育長及び教育次長の業務執行の補佐に関すること。
- イ 事務局内の予算査定、調整及び予算執行の効率化に関すること。
- ウ 事務局内の財務会計に関する伝票処理に関すること。

- エ 事務局内の議会関係文書の作成及び取りまとめに関すること。
- オ 事務局内の庶務及び公印の管守に関すること。
- カ 会議、渉外、後援、儀式、表彰その他教育委員会の運営に関すること。
- キ 教育委員会の規則その他規程の制定及び改廃に関すること。
- ク 教育委員会に所属する公用車の管理に関すること。

(2) 教育企画係

- ア 教育委員会の政策及び施策課題の把握、提案及び調整に関すること。
- イ 教育委員会の組織機構及び職員配置の適正化に関すること。
- ウ 教育委員の渉外業務及び服務関係の手続に関すること。
- エ 県その他の教育委員会との連絡調整に関すること。
- オ その他部内のいずれの課にも属さない事務に関すること。

(3) 施設営繕係

- ア 学校の設置及び廃止に関すること。
- イ 教育財産の取得及び処分の申出に関すること。
- ウ 教育財産の管理に関すること。
- エ 教育財産の整備及び保全に関すること。
- オ 学校その他の施設の目的外使用に関すること。
- カ 教育財産その他教育委員会が管理する建築物の設計並びに工事施工の指導及び監理に関すること。
- キ 学校の環境衛生に関すること。
- ク その他教育施設に関すること。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。